



第63号

2015年11月

# 議会だよい



## 第63号の掲載内容

- 平成26年度決算の概要 ..... 2P～3P
- 第3回定例会の概要 ..... 4P～5P
- 一般質問 ..... 5P～9P
- 委員会の活動 ..... 9P～10P
- 議員研修会報告 ..... 10P
- 第4回臨時会の概要 ..... 11P
- 会議出席状況 ..... 11P
- 議会の行事 ..... 12P

10月4日に第11回鹿部カップ近隣市町小学生U-12サッカー交流大会が山村広場多目的グラウンドで開催され鹿部ジュニアFCを含むサッカー少年団11チームが参加しました。秋晴れの中、選手たちは一生懸命ボールを追いかけていました。

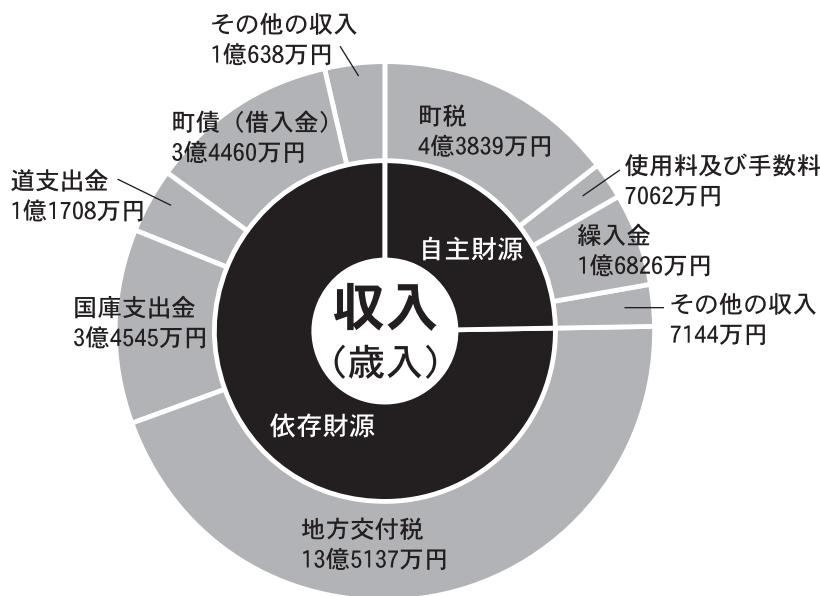
発行／鹿部町議会 編集／鹿部町議会運営委員会

委員長 浦 梅吉、副委員長 川村 裕司  
委 員 佐藤 順幸、委 員 竹ヶ原公勝

〒041-1498 北海道茅部郡鹿部町字宮浜299  
TEL 01372-7-5296（直通） FAX 01372-7-3086

# 各会計決算

すべての会計の  
決算を認定



一般会計 収入 (歳入) 合計  
30億1359万円

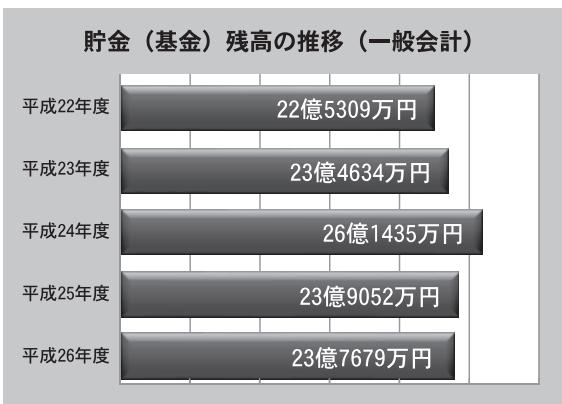
一般会計の歳出は、30億1359万円で、主な歳出項目は以下の通りです。

- 一般会計の歳出は、30億1359万円
- 税の総額は前年度対比4.1%増の4億3839万円
- うち町民税は前年度対比13.8%増の1億538円
- 度対比13.8%増の1億5855万円となりました。
- 一般会計の歳出は29億335万506円
- 住民福祉関係として、臨時福祉給付金の給付、各種健診、子育て支援事業、ごみ処理事業、
- 産業関係では、水産資源保育事業、町有林の整備、システム廃棄物対策事業、漁港整備事業、かべ間歇泉公園周辺整備事業、鹿部商工会運営補助など。
- 防災関係では、滝ノ沢林道災害復旧工事、消防防災用気象観測システムの更新を実施しました。

9月定例会は、9月9日に平成26年度決算が提案され、決算特別委員会に付託審査した結果、一般会計のほか3特別会計、1企業会計の全会計及び報告1件を認定すべきものと決定され、本会議において委員長報告がなされ満場一致で原案どおり認定されました。

## 平成26年度各会計収支 (歳入・歳出) 決算額

会計区分	一般会計	特別会計				水道事業会計	
		国民健康保険	介護保険(保険)	介護保険(サービス)	後期高齢者医療	収益的収入・支出	資本的収入・支出
歳入	30億1359万円	9億2863万円	3億2094万円	117万円	4715万円	収入 1億1356万円	収入 0円
歳出	29億335万円	10億7132万円	3億570万円	117万円	4678万円	支出 8528万円	支出 4205万円

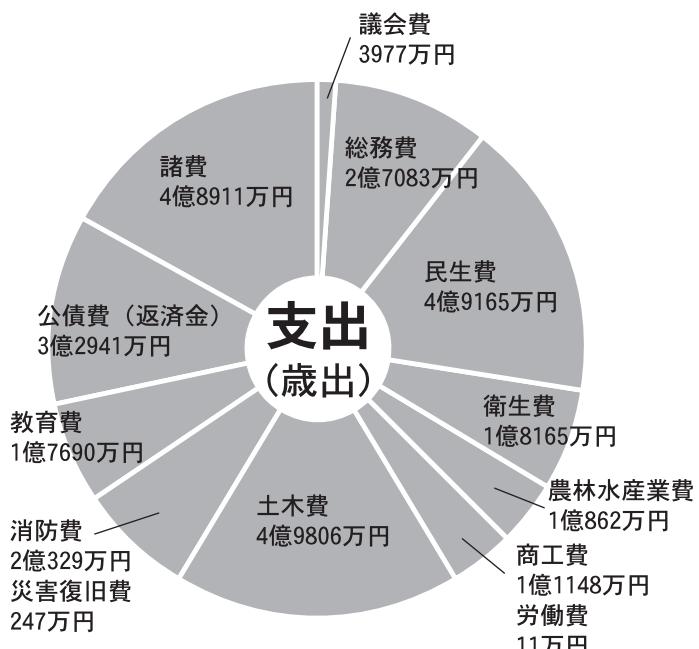


公共施設整備基金の減と地域福祉基金の増により、平成26年度は1373万円の減となっています。

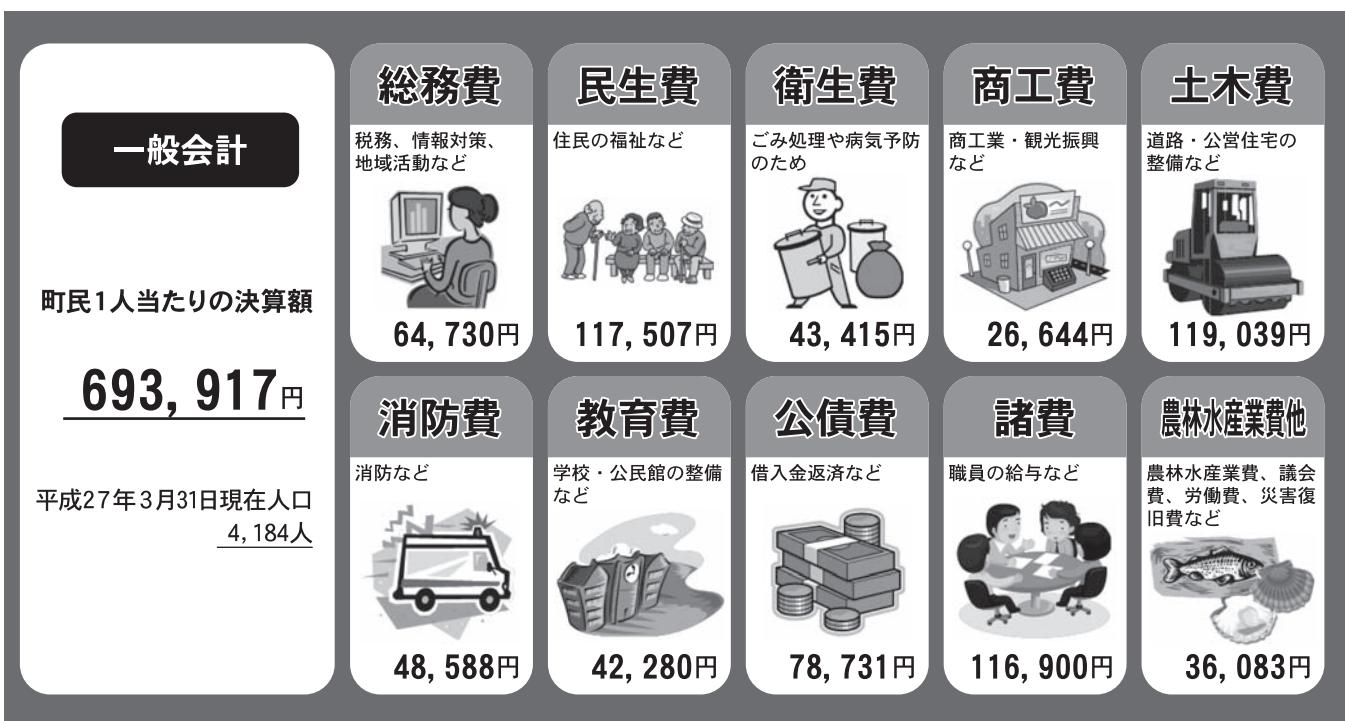


平成24年度までは、町債（借入金）が減っていましたが、ひまわり団地と一般廃棄物埋立処分場の建設により借り入れを行ったため、増となっています。

# 平成26年度



一般会計 支出（歳出）合計  
29億335万円



# ～平成27年第3回定例会～

平成27年第3回定例会は、9月9日に招集され会期を4日間と決め、町長の行政報告のあと、2名の議員が一般質問を行いました。また、条例3件、補正予算4件、認定5件、報告2件、意見書案1件、その他議案3件の審議を行い、全て原案のとおり可決及び承認され会期を3日残して閉会しました。

## 主な内容

### ～歳 出～

○ふるさと納税関連費用	15,951千円の追加
○社会保障・税番号制度導入に係る整備経費	
・府内ネットワークセキュリティ強化等に伴う機器整備等業務委託料	9,812千円の追加
・中間サーバ共同設置に係る整備負担金	4,396千円の追加

### ～歳 入～

○ふるさとしかべ応援寄附金	21,000千円の追加
---------------	-------------

## 条 例

### ◆鹿部町個人情報保護条例 の一部を改正する条例の 制定について

平成25年5月に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(いわゆる番号法といわれるものですが)が本年10月5日に施行されることに基づき、本条例の一部を改正するものです。

### ◆鹿部町手数料徴収条例の 一部を改正する条例の制 定について

内容は、前項と同様に番号法の施行に基づき発行される通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を新たに規定することなどを定めることとなつたため、本条例の一部を改正するものです。

### ◆鹿部町行政手続における 特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号 の利用に関する条例の制

定について  
内容は、番号法の施行に伴う関係条例の整備で、役所内での社会保障・税・災害対策等での個人番号の利用には、番号法において自治体で条例を整備しなければならない旨規定されることから、町民の各種手続きの負担軽減や、行政事務の効率性、正確性の向上を図るため、本条例を整備するものです。

内容は、番号法の施行に伴う関係条例の整備で、役所内での社会保障・税・災害対策等での個人番号の利用には、番号法において自治体で条例を整備しなければならない旨規定されることから、町民の各種手続きの負担軽減や、行政事務の効率性、正確性の向上を図るため、本条例を整備するものです。

内容は後期高齢者支援金、介護納付金等拠出額の確定に基づく減額が主なものとしました。  
内容は、後期高齢者支援金、介護納付金等拠出額の確定に基づく減額が主なものとしました。

### ◆平成27年度鹿部町介護保 険事業特別会計補正予算 について

保険事業勘定で、歳入歳出それぞれ491万8千円を追加し、予算総額3億9370万8千円としました。  
内容は、前年度国庫負担金等の介護給付費及び地域支援事業における償還金及び追加交付金等に係る追加です。

### 補 正 予 算

### ◆平成27年度鹿部町一般会 計補正予算について

歳入歳出それぞれ398万3千円を追加し、予算総額29億1079万5千円としました。  
内容は、社会保障・税番号制度導入に係る中間サーバ設置に係る費用と、ふるさと納税の寄附件数増加に伴う関連費用の追加が主なものです。

### ◆平成27年度鹿部町国民健 康保険事業勘定特別会計 補正予算について

主要な内容は、前年度決算剩余金の繰越です。

### ◆平成27年度鹿部町後期高 齢者医療特別会計補正予 算について

歳入歳出それぞれ26万3千円を追加し、予算総額を4676万9千円としました。

## そ の 他

### ◆北海道市町村総合事務組合規約の変更について

内容は、本町が加入していいる当該組合から加入団体が解散脱退することと、新たな団体が加入することに伴う、組合を組織する地方公共団体等の変更について、新たな団体が加入することに伴う、組合を組織する地方公共団体等の変更について、組合組織団体の協議が必要になったものです。

◆北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

内容は、本町が加入していいる当該組合の規約の文言整理及び加入団体の解散脱退と、新たな団体が加入することに伴う、組合を組織する地方自治法の規定により、組合組織団体の協議が必要になったものです。

### ◆北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

内容は、本町が加入している当該組合から加入団体



## 意見書の提出

次の意見書を可決し、関係省庁等へ提出しました。

### ◆林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

が解散脱退することと、新たな団体が加入することに伴う、組合を組織する地方自治法の規定により組合組織団体の協議が必要になつたものです。



吉英樹 議員

## 鹿部町防災行政無線放送施設の設置及び管理運営に関する条例

例について

### ■無償設置の線引きを変えることは、補助制度や有償で設置してきた事業所等に対し影響を及ぼしかねないため、拡大は難しい。

川村 茂 町長  
（答弁者）

鹿部町防災行政無線放送施設の設置及び管理運営に関する条例の第3条に記載の屋内受信施設で、現在認められている無償での設置場所は、町の区域に住所を有する住民の世帯主の住家、公共施設等、その他町長が必要と認めた場所とあります。

これに、町内に本店登記をしている法人の事務所や店舗、事業所等までの拡大が必要と考えますが、町長の見解を伺います。

現在の防災行政無線については、平成19年12月に更新された第2期にあたるデジタル式の防災行政無線であります。昭和62年4月に第1期のアナログ式防災行政無線として開局式に係る私の見解でございますが、まず、昭和62年の開局及び平成19年の更新、別受信機の無償設置の拡大にこの両方において無線整備の財源に当時の防衛施設庁所管の国庫補助金を充てており、これにより、戸別受信機の設置においては、補助基準に基づき設置条例に規定する部分のみを無償としたこと。また、このことにより、昭和62年の開局時から漁家における倉庫等への有償による増設の需要も多くあつたこと。更に、ご質問に「町内に本店登記をしている法人の事務所や店舗、事業所等」とございますが、漁家自身もひとつ

設置及び管理に関する条例第3条に規定している「屋内受信施設」とは、各世帯等で設置されている「戸別受信機」を指しているものですが、この「戸別受信機」は、ご質問にあるように、

町として無償で設置できる場所が定められています。

防災行政無線の設置目的は、災害その他緊急時に於ける通報及び広報活動を円滑化し、住民福祉の増進と災害の防止を図るためといふものであり、開局から28年以上経過をし、防災・行政の両面において、今や本町になくてはならない設備でございます。

# 一般質問

法人と言えますし、漁家倉庫も会社で言えば事務所や

店舗のようなものと言えま

す。その他、既に複数の会

社や事業所で有償設置して

いる例もあり、今、無償設

置の線引きを変えることは、

補助制度や今まで有償で設

置してきた漁家や事業所等

に対し影響を及ぼすことに

なりかねません。

以上の理由により、私は

無償での設置の拡大は難し

いものと判断をいたしました。

どうか、ご理解をいただ

けますようお願い申し上げ、

吉議員の質問に対する答弁



## ■再質問、再々質問の要約。

吉 英樹議員

法人というのは、法律で

自然人と同じような権利義

務を認めるために生み出さ

れた言葉だと思います。

町内に本店を登記してい

る法人は、実際に納税され

ており、個人と同じく町か

ら恩恵を受ける権利は持つ

困るために有償設置している

一部の漁業者からは聞い

ております。

法人も同じように災害は

関係なく襲ってきます。

又、法人だけでなく、別

荘の方も固定資産税は払っ

ており、そういう方が鹿部

に来ているときに駒ヶ岳が

噴火し、その危険を知る由

も無く何かあつたらそれは

町の責任になると思います。

ですから法人だけではなく

とても良いと思います。

この防災行政無線の一番

重要な目的が、駒ヶ岳噴火

の際の通報や避難の指示だ

と思います。

鹿部町内に事業所を構え

る法人の中には、住居は町

外でも日中はその事業所等

に常駐されている方といふ

のは沢山おられると思いま

す。

このような方々に灾害の

危険を知らせ、避難指示を

するためにも必要不可欠な

ものだと思うのです。

町長が答弁でおっしゃつ

ていた漁家漁師の方で倉庫

等に有償で設置されている

のは、主に漁協からの情報、

船が入った等の色々な情報

を倉庫や作業場等にいる人

達が、情報が分からないと

困るために有償設置している

一部の漁業者からは聞い

ております。

法人も同じように災害は

関係なく襲ってきます。

又、法人だけでなく、別

荘の方も固定資産税は払っ

ており、そういう方が鹿部

に来ているときに駒ヶ岳が

噴火し、その危険を知る由

も無く何かあつたらそれは

町の責任になると思います。

ですから法人だけではなく

とても良いと思います。

この防災行政無線の一番

重要な目的が、駒ヶ岳噴火

の際の通報や避難の指示だ

と思います。

鹿部町内に事業所を構え

る法人の中には、住居は町

外でも日中はその事業所等

に常駐されている方といふ

のは沢山おられると思いま

す。

このような方々に灾害の

危険を知らせ、避難指示を

渡島管内や胆振管内の市

町村の条例を調べてみたと

ころ、町長がおっしゃつ

ていた漁家漁師の方で倉庫

等に有償で設置されている

のは、主に漁協からの情報、

船が入った等の色々な情報

を倉庫や作業場等にいる人

達が、情報が分からないと

困るために有償設置している

一部の漁業者からは聞い

ております。

法人も同じように災害は

関係なく襲ってきます。

又、法人だけでなく、別

荘の方も固定資産税は払っ

ており、そういう方が鹿部

に来ているときに駒ヶ岳が

噴火し、その危険を知る由

も無く何かあつたらそれは

町の責任になると思います。

ですから法人だけではなく

とても良いと思います。

この防災行政無線の一番

重要な目的が、駒ヶ岳噴火

の際の通報や避難の指示だ

と思います。

鹿部町内に事業所を構え

る法人の中には、住居は町

外でも日中はその事業所等

に常駐されている方といふ

のは沢山おられると思いま

す。

このような方々に灾害の

危険を知らせ、避難指示を

町単独の予算を持つてして

でもそれ程数は多くないと

思うので、今まで有償で付

けた方々には申し訳ないで

すが、条例改正をしたとい

うことで、我慢していただ

き、駒ヶ岳の噴火や津波が

起きた時の命にお金は代

えられないでの、町単独の

予算を使つても行うべき

だと思いますが、お考え変

わりませんでしょうか。

渡島管内や胆振管内の市

町村の条例を調べてみたと

ころ、町長がおっしゃつ

ていた漁家漁師の方で倉庫

等に有償で設置されている

のは、主に漁協からの情報、

船が入った等の色々な情報

を倉庫や作業場等にいる人

達が、情報が分からないと

困るために有償設置している

一部の漁業者からは聞い

ております。

鹿部町議会だより

(6)

## ■再答弁、再々答弁の要約。

（答弁者）  
川村 茂町長

防災行政無線は、昭和62年から開局しており、当初防衛施設庁の補助を頂いて設置しております。

当時、防衛施設局では、

外部の子局と言うスピーカーを町内に十数か所設置する予定でしたが、本町には駒ヶ岳があることから、負担は大きなものになるが、町の施策で個別の受信機を設置しなければならないとしました。

その際、一世帯に一個、個別受信機を設置するといふことと、小中学校や公民館などの公共施設への設置も認められました。

又、漁家の有線放送の施設もかなり古くなつており、漁協でも施設の更新時期にきているということで、町の防災無線にのせてもらいたいという要望があり、そのことも含めて認められました。

ただし個人で2台目の設

置については認めないということになつております。漁家の倉庫等についての設置は対象外となりました。

当時、鹿部町防災行政無線放送運営委員会を設置し、利用できる範囲や無償での設置範囲等を協議したもの

を更新後の現在も運用しています。

このことから、もう一台希望する方には有償で設置しております。今その線引きを変更すると、断つてきた方や有償で設置した方に不公平が生じるのではないかと想っています。

当町は、個々の受信機の他に屋外や色々な部分をカバーするために、屋外拡声子局を28か所設置しています。

ところで、カバーできているは少しだけ心配なのは国道27号の新道ができまして、そちらへの放送の伝わり方を調査をしなければならぬと思っています。

ただし、これだけ災害が多く発生してきており、噴火も方々で起きていることからすると、議員が言われることも真剣に検討しなければならないと思つております。

火も方々で起きていることからすると、議員が言われることも真剣に検討しなければならないと思つております。

本年6月初旬に行われた、

経済産業省資源エネルギー庁主催による、「原発からの高濃度放射性廃棄物最終処分についての説明会」に

は道内多くの自治体が参加を見送り、渡島地区からも参加を申し出たのは鹿部町を含めわずか3町に過ぎなかつた旨、新聞で報じられていました。

本町がその説明会に参加予定をしていたという報道は事実であり、実際に参加されたのでしょうか。事実とするならなぜ参加を表明されたのかをご説明ください。

（答弁者）  
川村 茂町長

■候補地を公募から国が選定する制度に改正する内容説明の会議に情報収集のため参加した。

核のごみ最終処分説明会への参加について



朝井翔二 議員



屋外拡声子局

ご質問にある経済産業省資源エネルギー庁主催の説明会は、「高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する自治体向け連絡会」という名称で、本年6月1日から2日にかけて札幌市内で開催されました。

この連絡会に本町として参加したのか、というご質問でございますが、本町からは、総務・防災課長を出席させております。

また、なぜ参加を表明したのか、というご質問でござりますが、この件については、北海道新聞森支局から、電話で当該連絡会に参

# 一般質問

加するのかとの問い合わせがあり、担当課において、参加予定である旨、回答したところ、

5月29日付けの北海道新聞朝刊に一連の記事が掲載され、参加予定市町村欄に本

町の名前も載つたものでございます。

この件に関する一連の流れですが、5月22日、国において、最終処分の候補地を公募という形態から国が適正地を選定する制度に改正するという内容の基本方針を閣議決定しており、今回

の連絡会は、この基本方針に基づき、全国の自治体にこれらの内容を説明するための会議であり、本町としても様々な情報を収集する必要があることから参加をしたものでございます。以上、朝井議員の質問に対する答弁といたします。

恐らく町民の皆さんもこの会議に鹿部町が参加したことを見知らない方がほとんどだと思います。

こういうことは、町が知つていればよいという話で

万が一受け入れた場合、



出席されてどのような内容でどのように思われたか、これまでの思いと変わったのか、その辺の所をお伺いしたいと思います。

鹿部町議会だより

## ■再質問、再々質問の要約。

**(質問者)**  
朝井翔二議員

候補地を公募するという形から国が選定する方針に閣議決定されたということですが、これは国の側としても各市町村の出方を伺うという意味があると思いま

す。

この町はどういう反応をするだろうと、そういう意味では出席というのは、ある種小さなチエツクを入れられる、多少の可能性はあるかもしれませんと考へられるデメリットがあるのでないかと考えます。

何より問題なのは、この会議は非公開であつたといふことです。

今もつて我々の耳には入ってきておらず新聞記事を見たまでは何も分かりませんでした。

恐らく町民の皆さんもこの会議に鹿部町が参加したことを知らない方がほとんどだと思います。

はなくて、多くの町民の関心を呼ぶ話、わが身に及ぶ大切な話として知りたい話題であろうと思います。

どういふ内容の話だつたのかをまず説明頂きたい。

例えば引き受けたらこん

ないことがあるというような話を出されたのか、そのようなことも含めてお願ひをいたします。

それから、国の説明に対する質疑が行われたのか、どんなやり取りがあつたのか、お伺いしたいと思いま

す。

道は核のごみ受け入れ難いという条例を作つています。

ご承知のことだと思いま

す。

うふうふ、道は姿勢が割合はつきりしていきます。

それに向けて道の下に從う必要は無いと思うのですが、その方針というのはある種引き継いでいくべきではないかと私は考えます。

あの核のごみを引き受けた鹿部町という言い方をされると漁業の町として大変なことになることから、このことに関しては、極めて慎重に考えなければならぬと思います。

核廃棄物施設誘致に反対する道北連絡協議会といふ民間の会がアンケートを取りつています。

受入れ意志がありますか

という質問が一つです。

これに対して、ありと答えたのはゼロだそうです。

選定調査に協力するかと

いう質問に対しても、はい

が3市町村です。

いいえというのが15市町

村、答えないというのが13

市町村あつたと聞いており

ます。

密室会議ということで、一部の世論から反発を招いているということも承知しているところです。

この件については、あくまで情報収集ということです。それ以外の施設を誘致することまでは考えておりませんし又、そのような話が来ても、断固反対するという立場です。

内容や、質疑のやり取りは、総務・防災課長が出席しておりますので後ほど話をさせていただきます。ただし、先ほども申し上げましたように、この件については今どういう流れになつてゐるのか、ということを知ることにより、国から鹿部町に打診が来た場合、断るための判断をする材料にもなるだろうということです。出席しており、鹿部町に誘致するようなことは全くございませんのでその辺はご承知頂きたいと思います。

## ■再答弁、再々答弁の要約。

**(答弁者)**  
川村茂町長

## ■再答弁、再々答弁の要約。

**大村 総務・防災課長**  
**(答弁者)**

会議で説明された内容に

ついては、既に関係機関のホームページ等で公表されているものと変わりありませんが、原子力発電所を稼働するうえで発生する廃棄物は、現在、青森県の六ヶ所村にある日本原燃株式会社で保存しています。

ただ、いずれここも一杯になってしまいますため、最終的に処分する処分場が必要だということで、国は2000年に廃棄物の最終処分に関する法律を制定し、この処分場を受け入れる自治体を公募したところ、高知県のある町が手を挙げました。

しかし、そこで住民等から受入に対する反対意見等があり、最終的には手を下りし、そのままとなつております。

原子力発電所の廃棄物の問題は、国として早急に解決していくかなければならぬものであり、本年5月末

に最終処分法に基づく基本方針の改正を閣議決定して、国が適正地を選定したうえで、関係自治体に申し入れを行う形になつた旨の説明がありました。

处分の方式は、地下300m以深に処分場を造り、廃棄物が漏れないようなガラス個体化という処理をし、地下の岩盤に埋めていくという旨の説明がありました。

もともと、これが密室会議だという部分については、最初に国から通知が届いた際には、そういう情報はわかりませんでしたが、行つてから密室会議だということを理解しました。

会議は、1日から2日にかけて、時間を分けて3回開催されています。

全体でどれだけの市町村が参加したのかは、参加者名簿もありませんので把握していません。

本町が参加した会議は、17の市町村が出席しておりましたが、市町村名は分かりません。

らも質問は無く終了しています。

ホームページ等であまり触れていない部分では、国が候補地を選定する条件と

して、活断層がある地域及び活火山があり、過去に大きな噴火を繰り返しているような地域、そういう地域は、選定地にはならないだ

ろうという発言はありませんでした。

アンケートについては、確かに今おっしゃられた団体から届いておりますが、

本町においては、そのアンケートについては回答いたしました。

### ◇調査年月日

平成27年8月12日

### ◇調査方法

担当課より提出された関係資料に基づき説明を受け、現地調査を実施した。

### ◇調査結果

当該施設は、平成24年度から工事を着手し、平成26年3月26日に2基目が完成したが、1基目の施設に余裕があつたため、埋立完了後の本年5月から供用開始した。

埋立構造及び方式については、準好気性サンドイッチ方式で、ごみを一定量埋め50cm程度覆土し、その工程を繰り返し行い、排水管と埋立地内に設けたガス抜き管を通して空気を入れ、

ごみを分解させる仕組みとなつている。

処理能力は10,896m<sup>3</sup>で、埋め立て期間は15年間の計画である。

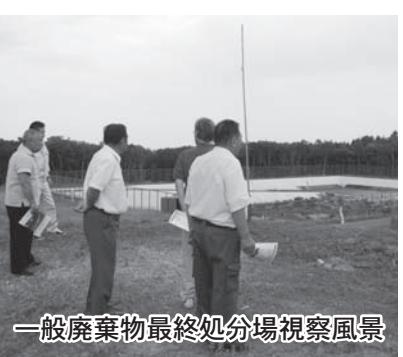
総事業費は4億2,546万円で、国からの交付金の総額は1億1,257万円である。

現在の稼働状況は、7月末で56m<sup>3</sup>の埋め立て量である。

1基目の施設は、10年間の計画が16年間使用できており、ごみの分別収集やリサイクルの徹底によるごみの減量化ができた結果であり、引き続き施設の延命化を図るべく、ごみの減量化を徹底するのは勿論のこと、町民にも協力していただきよう広報等により周知することを望むものである。

## 民生文教常任委員会 所管事務調査

**民生文教常任委員会  
所管事務調査**



一般廃棄物最終処分場視察風景

鹿部町議会だより

# 委員会の活動

## 総務経済常任委員会

### ◇総務経済構成委員

委員長	佐藤 賴幸
副委員長	川村 裕司
委 員	船橋 敦子
委 員	吉 英樹
委 員	竹ヶ原公勝

河川が13本となつていて、維持・管理状況は、平成26年度に鹿部川の東光寺橋上流側450mについて草刈、8月の台風11号の強風で倒れた木の伐採を実施している。



鹿部川視察風景

◇調査事項	河川の環境整備について
◇調査年月日	平成27年8月21日
◇調査方法	担当課より提出された関係資料に基づき説明を受け、現地調査を実施した。

◇調査結果  
当町の海岸に注いでいる河川及び海岸付近で他の河川に合流している河川は、北海道が河川法に基づき管理する2級河川、鹿部町が河川法に基づき2級河川に準じて管理する準用河川、鹿部町が条例（鹿部町普通河川管理条例）に基づき管理する普通河川の3種類に区分される。

2級河川は折戸川とその支流の折戸沢川、準用河川は鹿部川（準用河川区間は1・3km）、その他に普通

平成27年度には鹿部川について草刈、倒木のおそれや周囲に悪影響を及ぼしている樹木の伐採・剪定を実施し、本別川については、川の中と護岸上部で雑草の繁茂が目立つ箇所の草刈を実施している。

担当課より提出された関係資料に基づき説明を受け、現地調査を実施した。

◇調査結果  
当町の海岸に注いでいる河川及び海岸付近で他の河川に合流している河川は、北海道が河川法に基づき管

理する2級河川、鹿部町が河川法に基づき2級河川に準じて管理する準用河川、鹿部町が条例（鹿部町普通河川管理条例）に基づき管理する普通河川の3種類に区分される。

## 観光開発特別委員会

### ◇平成27年第2回観光開発特別委員会

#### ・開催月日

平成27年10月5日

・内容	①しかべ間歇泉公園周辺整備に係る施設の名称及び
開業日について	名称及び開業日について

報告を受け、協議を行いました。

②道の駅しかべ間歇泉公園（仮称）の設置及び管理に関する条例の制定について

新規開業に係る施設の名称及び

開業日について

名称及び開業日について

報告を受け、協議を行いました。

③道の駅しかべ間歇泉公園（仮称）の設置及び管理に関する条例の制定について

新規開業に係る施設の名称及び

開業日について

名称及び開業日について

報告を受け、協議を行いました。

當及び道の駅開業に係る経費について説明を受け、協議を行いました。

④しかべ間歇泉公園周辺整備工事に係る設計の一部変更について

周辺整備工事に係る設計の一部変更について説明を受けました。

今後も継続して特別委員会を開催し、鹿部町の魅力アップをより一層図るため、協議を重ねて参ります。

## 議員研修会

### ◇平成27年度渡島管内市町議会議員研修会

#### ・開催月日

去る10月13日に平成27年度渡島管内市町議会議員研修会が北斗市で開催され、議員7名が出席しました。

研修では、総務省地域力創造審議官の原田淳志氏が「地方創生と地域づくりについて」、時事通信社政治部長の阿部正人氏が「これから政治の行方」と題して講演をいただき、管内の市町議会議員（函館市を除く）約100名が出席され、長時間にわたる講演にもかかわらず、2人の講演に耳を傾けていました。



鹿部町議会だより

# 研修会報告

# 臨時会

- ◆工事請負契約の締結の議決事項の変更について  
(しかべ間歇泉公園周辺整備工事(その2))

## その他

◆平成27年度鹿部町一般会計補正予算について  
歳入歳出それぞれ238万円を追加し、予算総額29億3468万円としました。

内容は、道の駅しかべ間歇泉公園(仮称)開業における式典、旅行代理店等招へい事業、記念イベントに係る費用の追加が主なものでです。

【以上3件原案どおり可決】

◆平成27年度鹿部町一般会計補正予算について  
歳入歳出それぞれ238万円を追加し、予算総額29億3468万円としました。

◆工事請負契約の締結の議決事項の変更について  
(しかべ間歇泉公園周辺整備工事(その3))

しかべ間歇泉公園の駐車場を含めた外構工事で、国土交通省との協議により、排水樹の接続箇所の変更など、施工方法の一部に変更が生じたことによるもので

# 平成27年第4回臨時会

平成27年第4回臨時会は、10月14日招集され、次の案件について審議されました。

しかべ間歇泉公園の物産館棟において、渡島保健所の指導に基づき床材や壁面の仕様変更が生じたこと及び国土交通省における道の駅要件解釈の変更により24時間対応のトイレの便器数を増加する施工変更です。



## 平成27年8月～平成27年10月 本会議及び各委員会等の出席状況

(○は出席、×は欠席、△は遅刻・早退、ーは該当なし)

会議	竹ヶ原公勝	浦梅吉	吉英樹	朝井翔二	盛田鐵次	野田重毅	川村裕司	船橋敦子	佐藤頼幸	中川一
民生文教常任委員会所管事務調査(8/12)	ー	○	ー	○	○	○	ー	ー	ー	○
総務経済常任委員会所管事務調査(8/21)	○	ー	○	ー	ー	○	○	○	○	ー
議会運営委員会(9/4)	○	○	ー	ー	ー	○	○	ー	○	ー
平成27年第3回定例会(9/9)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
決算審査特別委員会(9/9)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成27年第2回観光開発特別委員会(10/5)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議会運営委員会(10/14)	○	○	ー	ー	ー	○	○	ー	○	ー
平成27年第4回臨時会(10/14)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議会運営委員会(議会だより編集)(10/19)	×	○	ー	ー	ー	ー	○	ー	○	ー

# 議会の行事

## 8月

- 2日 北海道縦貫自動車道七飯～大沼間着工式 (議長)  
12日 民生文教常任委員会所管事務調査 (関係委員)  
14日 鹿部町成人式 (議長及び議員)  
19日 議会広報研修会 (関係委員)  
21日 総務経済常任委員会所管事務調査 (関係委員)  
23日 陸上自衛隊函館駐屯地創立65周年記念行事 (議長)  
24日 自民党移動政調会 (議長及び議員)  
27日 第3回北海道市町村職員退職手当組合議会定例会 (議長)  
28日 渡島町村議会議長会臨時総会及び渡島・檜山町村議会議長連絡会議 (議長)  
30日 北海道スカイスポーツフェアin鹿部 (議長及び議員)

## 9月

- 4日 第2回南渡島消防事務組合議会定例会 (関係議員)  
議会運営委員会 (関係委員)  
9日 第3回定例会 (全議員)  
決算審査特別委員会 (全委員)  
13日 しかべ幼稚園運動会(議長及び議員)  
18日 鹿部町敬老会 (議長及び議員)

- 25日 社会福祉法人渡島福祉会理事会 (議長及び関係議員)  
26日 大漁祈願祭 (議長)  
27日 衆議院議員前田一男政経セミナー (議長)

## 10月

- 1日 八雲町開町10年記念式典 (議長)  
2日 元気もりもり運動会(議長及び議員)  
5日 平成27年第2回観光開発特別委員会 (委員及び議長)  
13日 渡島管内市町議会議員研修会 (全議員)  
14日 議会運営委員会(全委員及び議長)  
第4回臨時会 (全議員)  
19日 議会運営委員会 (全委員)  
21日 南渡島消防事務組合視察(関係議員)  
22日 第2回渡島廃棄物処理広域連合議会定例会 (関係議員)  
22～23日 第66回全国漁港漁場大会 (議長)  
25日 北海道新幹線開業150日前セレモニー (議長)  
29日 しかべ間歇泉公園施設運営準備会議 (副議長)  
30日 第1回鹿部町まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議 (関係議員)  
31日 自由民主党北海道政経セミナー (議長)

# 議会を傍聴してみませんか

次回の定例会は、  
**12月上旬に**  
開催される予定です。

～傍聴手続きは簡単です～  
傍聴席の入り口にある傍聴人名簿  
に住所と氏名を記入するだけです。

